

東日本ケアサービス株式会社 一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：こどもを養育する労働者に対する短時間勤務制度の導入。対象者を小学校就学前の子を持つ従業員から小学校就学中の子を持つ従業員にまで拡大する。

<対策> 令和7年4月～6月

- ・制度導入。
- ・社内報や説明会による従業員への短時間勤務制度の周知。

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策> 令和7年4月～、毎月および随時

- ・従業員の有給休暇取得状況を定期的に把握する。
- ・計画的な取得に向けて管理職への周知を年に2回以上会議等を行う。
- ・取得促進のため、掲示等により周知を図る。

目標3：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

<対策> 令和7年6月～

- ・地域の学校(中学、高校、支援学校など)と連携し、若年者向け就業体験プログラムを提供。
- ・ハローワーク、求人サイトに加え、InstagramやX(旧Twitter)などのSNSを活用し、事業所の日常や働く職員の声を積極的に発信。
- ・入職後のステップアップモデル(例：支援員補佐→支援員→サービス管理責任者など)を明確に提示する。
- ・若年者が働きやすいように、風通しの良い職場づくりを目指す。